５　前項の規定による休憩時間の申告は、休憩時間申告簿により行うものとし、休憩時間申告簿に関し必要な事項は、事務総長が定める。

６　（略）

（第二章から第四章までの規定についての別段の定め）

第三十二条　各省各庁の長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第三条第一項から第四項まで、第四条の三、第五条、第六条、第七条第一項及び第二項、第八条第一項、第十四条第二項、第十六条の三第一項及び第三項並びに第十七条第一項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事院の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。）は、この規則による改正後の規則一五―一四第三条第五項又は前条の協議は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　この規則による改正後の規則一五―一四第三条第五項又は前条の協議は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（準備行為）

第四条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一～七　（略）

八　勤務時間、休日及び休暇

人事管理文書の区分	基準日	保存期間
（略）	（略）	（略）
規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の協議に関する文書等	協議に係る定めによらなくなった日	三年
第四条第三項又は第四条の四第四項の変更の文書等	作成の日	
第七条第四項の休憩時間申告簿		

改正前

別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一～七　（略）

八　勤務時間、休日及び休暇

人事管理文書の区分	基準日	保存期間
（略）	（略）	（略）
規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の協議に関する文書等	協議に係る職員の定めによらなくなった日	三年
第四条第三項又は第四条の四第四項の変更の文書等	作成の日	
第九条第一項の明示の文書等		
第二十七条第一項の休暇簿		

（新設）

５　（略）

（第二章から第四章までの規定についての別段の定め）

第三十二条　各省各庁の長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第三条、第四条の三、第五条、第六条、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項、第十四条第二項、第十六条の三第一項及び第三項並びに第十七条第一項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事院の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。